

「介護サービス情報の公表」制度について

1. 「介護サービス情報の公表」制度とは

(1) 介護保険制度は、介護サービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が自ら介護サービス事業者を選択し、利用者と事業者とが契約し、サービスを利用又は提供する制度となっております。

その制度の趣旨を保証するため、利用者等が介護サービスを事業所を選択する際に、その判断に資する必要な情報を適切に提供するため、また、介護サービス事業者においては、自らが提供する介護サービスの内容や運営状況等に関して、利用者による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることができるよう、各事業者の情報を公平に提供する環境整備を図る必要があります。

「介護サービス情報の公表」制度は、このような利用者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、介護保険法第115条の35第1項の規定に基づいて、事業者に対し、「介護サービス情報」の報告（公表）を義務づけるものです。

(2) 制度化の背景等

① 平成13年12月 高齢社会対策大綱（閣議決定）

利用者が介護サービスを適切に選択し、良質なサービスを利用できるよう、情報通信等を活用した事業者の情報公開等を進めるとされた。

② 平成15年3月 規制改革推進3か年計画（再改定）（閣議決定）

介護サービスの情報公開の徹底等により、介護サービス全般の質の向上に向けた提供体制の改善を図るとされた。

③ 平成16年7月 「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会）

利用者によるサービスの選択を実効あるものとする観点から、全ての介護サービス事業所を対象として、当該事業所が現に行っている事柄（事実）を第三者が客観的に調査・確認し、その結果の全てを定期的に開示する仕組みの導入とそのための開示情報の標準化の必要性が提言された。

④ 平成17年6月 改正介護保険法公布（平成18年4月1日施行）

介護サービス事業者に介護サービス情報の報告（公表）が義務づけられた。

2. 対象となる介護サービス、事業者、一体的サービス区分について

(1) 対象サービス（別添「介護サービス情報公表 報告・調査対象サービス」参照）

居宅療養管理指導及び介護予防支援事業を除く、全ての介護サービスが対象となる。（介護保険法施行規則第140条の43第1項）

ただし、例外として、「みなし指定」については、そのみなし指定の日から起算して1年経過しない場合は、対象外とする。（介護保険法施行規則第140条の43第2項）

なお、平成21年4月1日以前に通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションの「指定」を受けており、その後、施行規則一部改正（平成21年4月1日施行）により「みなし指定」となった場合は、上記述のただし書きについては適用しない。

（介護保険法施行規則附則第2条）

(2) 対象事業者

<報告対象事業者>

- ① 公表計画の基準日前の1年間における介護報酬金額が100万円以下の介護サービス事業者は報告は任意となり、100万円を超える事業者については、報告（基本・調査情報）が義務となる。（介護保険法施行規則第140条の45）
- ② 計画基準日以降、新たに介護サービスの提供を開始しようとする新規指定事業者は報告（基本情報）が義務となる。

※公表対象事業者が報告期限より前に廃止又は休止した場合には、上記に関わらず報告義務がないものとする。

※基本情報：事業所を運営する法人等や事業所情報（名称、所在地等）、人員体制、利用料金などの基本的な事実情報等

※運営情報：介護サービスに関するマニュアルの有無、サービス提供内容の記録管理の有無等

<調査対象事業者>

- ③ 沖縄県が定める調査指針に基づき、次に該当する事業者が対象となる。
 - ア 上記①の報告対象事業者のうち、新たに介護サービスの提供を開始する事業者で指定（許可）を受けた翌年度以降2年以内に調査を行う。
但し、外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業者及び福祉サービス第三者評価を実施している事業者については、調査対象外とする。
 - イ 自ら希望して調査を申し出た事業者
※自ら希望して調査を申し出た事業者については、調査手数料として1件（1サービス）あたり28,000円の手数料を徴収いたします。

<新規指定事業所の報告等の流れ>

事業年度	対象事業所	報告内容
初年度	（全事業所）報告	基本情報
2～3年目	（前年報酬100万超）報告＋調査	基本情報＋運営情報
4年目 以降同様	（前年報酬100万超）報告	基本情報＋運営情報

※2年目以降、前年報酬100万円以下の事業所においても、希望すれば報告及び調査は可能。

(3) 一体的な報告・調査を行うサービス区分

対象事業者等が二つ以上のサービスを同一の介護サービス事業所又は施設において一体的に運営している場合には、サービスの内容等の多くが共通しているサービスの報告については、一体的に報告を行う。

（区分例）

- ・訪問看護＋介護予防訪問看護
- ・福祉用具貸与＋介護予防福祉用具貸与

3. 介護サービス情報の公表（報告）の流れ

(1) 公表計画の策定

沖縄県知事は、毎年報告に関する「介護サービス情報の公表」に関する計画”を定める。

(2) 報告時期等通知

上記（1）の計画に基づき、公表・調査対象事業所へ報告・調査・公表時期等について通知を行う。

※各事業所への通知は報告時期等により異なり、例年報告期限の1ヶ月前頃に通知を行っております。

また、新規指定事業所の報告期限は例年12月頃を予定しておりますが、年度によって異なりますので、毎年策定される公表計画（上記（1））を確認するようお願いいたします。

(3) 介護サービスを提供する事業者は、運営する介護サービス事業所の情報を公表システムを使用して報告する。

<調査対象事業所のみ>

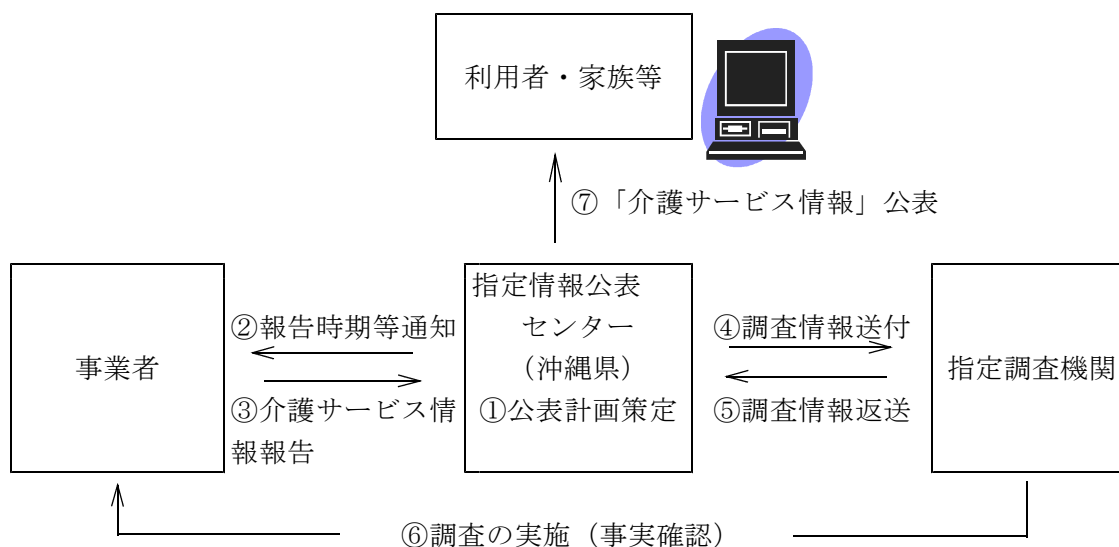
(4) 指定調査機関に調査対象事業者の情報提供

(5) 指定調査機関は、事業者と日程調整を行ったうえで、サービス事業所に赴き、実地調査を行う。

(6) 指定調査機関は実地調査終了後、調査結果について沖縄県知事へ報告

(7) 沖縄県知事は報告のあった内容について、審査を行った上で公表を行う。

<介護サービス情報の公表の流れ>



※報告対象事業者は、①、②、③、⑦の手順により報告。

調査対象事業者は、④～⑥の手順が追加される。

4. 指定調査機関について

沖縄県においては、「介護サービス情報の公表」制度における調査事務を行う機関について、次の法人を指定しております。

【指定調査機関】

◇特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

沖縄県那覇市西二丁目4番3号 クレスト西205号

◇株式会社 沖縄タイム・エージェント

沖縄県那覇市曙2丁目10番25号

5. 未報告、虚偽の報告を行った事業者に対する措置

介護保険法第115条の35第4項において、都道府県知事は、報告を行わない、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げた事業者に対し、その報告を行い、その報告の内容を是正するよう命ずることができるとしている。

そして、同条第6項により、都道府県知事は、同条第4項の命令に従わない事業者があった場合には、その指定若しくは許可の取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができるとしている。

※地域密着型事業所については、同条第4項の命令に従わない事業所があった場合には、同条第7項に基づき、その指定若しくは許可の取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することが適当である旨、指定をした市町村に通知する。

○介護保険法（平成九年十二月十七日号外法律第二百二十三号）

第十節 介護サービス情報の公表

（介護サービス情報の報告及び公表）

第百十五条の三十五 1～3（略）

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 （略）

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

参考となるWEBサイト等

■介護サービス情報の公表（厚生労働省）

「介護サービス情報の公表」の制度、公表システム、関係通知等について、厚生労働省のHPにおいて専用のサイトを設けております。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kouhyou/

■沖縄県介護サービス情報公表システム（利用者向け）

公表された介護サービス事業所の閲覧サイトです。

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/47/index.php>

■沖縄県介護サービス情報公表システム事業者ログイン画面（事業者向け）

介護サービス情報報告を行うシステムへのログインサイトです。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/47/>

■沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課ホームページ

毎年度策定する公表計画を当サイトに掲載しております。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/18835.html>

介護サービス情報公表 報告・調査対象サービス

報 告

◎報告対象サービス:法115条の35第1項、規則第140条の43第1項
↓
×上記サービスのうち報告対象外事業所
① 規則第140条の43第1項本文(診療所、養護老人ホーム)
② 規則第140条の43第2項(みなし1年未満)

調 査

◎調査対象サービス:法115条の35第3項、施行規則140条の47の2
・県指針に定められた者
↓
<県指針>
①報告対象事業者のうち新たに介護サービス提供者(指定を受けた翌年度以降2年以内)
・ただし、外部評価が義務づけ認知症対応型共同生活介護及び福祉サービス第三者評価を実施しているサービスは除く

サービス区分	サービス	報告	調査	備考
			備考	
居宅サービス (法第8条第1項)	訪問介護	○	○	
	訪問入浴介護	○	○	
	訪問看護	○	○	・みなし1年未満は除く
	訪問リハビリテーション	○	○	・みなし1年未満は除く
	居宅療養管理指導	×	×	—
	通所介護	○	○	
	通所リハビリテーション	○	○	・みなし1年未満は除く
	短期入所生活介護	○	○	
	短期入所療養介護	○	○	・みなし1年未満は除く ・規則第14条第4号の診療所除く
	特定施設入居者生活介護	○	○	・養護老人ホームに係るものを除く
	福祉用具貸与	○	○	
	特定福祉用具販売	○	○	
地域密着型サービス (法第8条第14項)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	○	
	夜間対応型訪問介護	○	○	
	認知症対応型通所介護	○	○	
	小規模多機能型居宅介護	○	○	
	認知症対応型共同生活介護	○	×	・(指針)外部評価義務づけのため
	地域密着型特定施設入居者生活介護	○	○	・養護老人ホームに係るものを除く
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○	
複合型サービス	○	○		
居宅介護支援	○	○		
施設サービス (法第8条第25項)	介護老人福祉施設	○	○	
	介護老人保健施設	○	○	
	介護医療院	○	○	
	介護療養型医療施設	○	○	・施行規則に記載はないが、経過措置であるため
	介護予防訪問入浴介護	○	○	
	介護予防訪問看護	○	○	・みなし1年未満は除く
	介護予防訪問リハビリテーション	○	○	・みなし1年未満は除く
	介護予防居宅療養管理指導	×	×	—
	介護予防通所リハビリテーション	○	○	・みなし1年未満は除く
	介護予防短期入所生活介護	○	○	
	介護予防短期入所療養介護	○	○	・みなし1年未満は除く ・規則第22条の14第4号の診療所除く
	介護予防特定施設入居者生活介護	○	○	・養護老人ホームに係るものを除く
	介護予防福祉用具貸与	○	○	
	特定介護予防福祉用具販売	○	○	
地域密着型介護 予防サービス (法第8条の2第14項)	介護予防認知症対応型通所介護	○	○	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	○	○	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	○	×	・(指針)外部評価義務づけのため
介護予防支援	×	×	—	



スマホ、PCでカンタン検索!

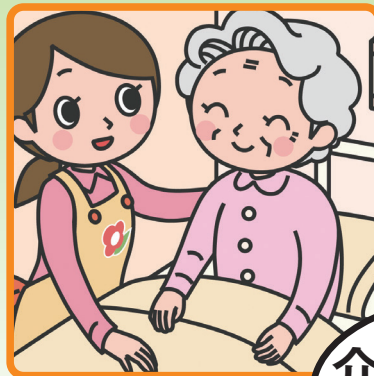
介護 公表

検索

クリック



介護サービス情報 公表システム



介護事業所を
探せます!

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、
全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、
インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。
さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を
自由に選択できる『介護保険制度』の
利用にあたって、ぜひご活用ください。



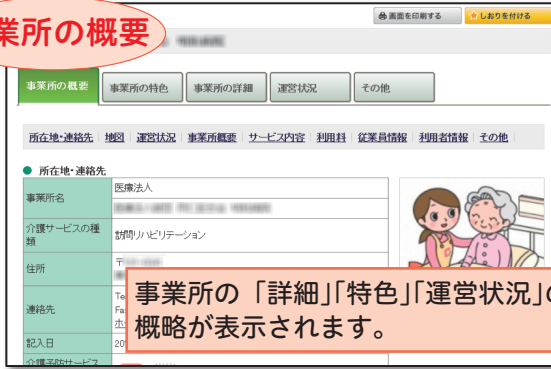
『介護サービス情報公表システム』ではどんなことができるの？

- 知りたい地域の介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に探すことができます。
- 「介護事業所」に加え「地域包括支援センター」「生活支援等サービス」等の生活関連情報をホームページでまとめて検索できます。
- 介護サービス事業所の基礎データや特色がわかります。
- 複数の介護サービス事業所の基礎データを比較検討できます。

『介護事業所検索』ではどんな情報が見られるの？

■ 全体を集約した「事業所の概要」をはじめ、「事業所の詳細」「事業所の特色」「運営状況」などを調べることができます。

事業所の概要



事業所の「詳細」「特色」「運営状況」の概略が表示されます。

確認できる情報

- ▶ 事業所の所在地
- ▶ サービスの内容、利用料、設備の概要…など

事業所の詳細



事業所が報告した基本情報が表示されます。

確認できる情報

- ▶ 提供しているサービスの一覧（設備や協力医療機関なども確認できます。）
- ▶ サービスを利用する際の利用料…など

事業所の特色

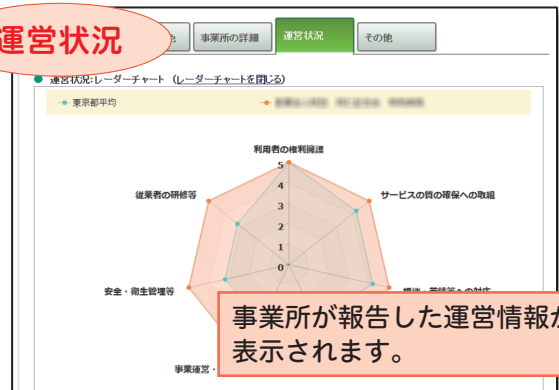


事業所の責任で公表している情報が表示されます。

確認できる情報

- ▶ サービスの内容・特色など、事業所によるPR（写真や動画なども閲覧できます。）
- ▶ 事業所の定員や空き情報…など

運営状況



事業所が報告した運営情報が表示されます。

確認できる情報

- ▶ 事業所の運営状況をレーダーチャート図で表示（運営状況の全体像が確認できます。）
- ▶ 「サービスの質の確保」など事業所運営にあたっての取組…など

事業所を比較する

比較対象に追加した事業所を比較表示できます。

事業所名	2013年9月30日	2013年9月30日
事業所番号		
公表日	1999/04/20	1997/04/01
事業の開始(予定)年月日		
運営方針		

最大 30 件、30 日間保持できます！

「しおり」を付ける

気になった事業所を再表示できます。



最大 90 件、30 日間保持できます！

■ 「比較対象」や「しおり」機能を活用すれば、簡単に比較検討・再表示が行えます。

スマホ検索には専用アプリが便利！



介護事業所ナビ

介護サービス事業所を選択する際に役立つ、様々な機能をご利用いただけます。



▼ ダウンロードはこちらから ▼

iPhone をご利用の方



Android をご利用の方



「介護サービス情報公表システム」に関するお問合せ先

● 沖縄県の制度担当窓口は「沖縄県高齢者福祉介護課 介護指導班」です。
Tel:098-866-2214